

届出書の記載例

第一号様式（第五条関係）

(A 4)

住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結 の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

平成 年 4月 日

届出時の許可番号 県()第 号
商号又は名称 霞ヶ関建設株式会社
郵便番号 -
主たる事務所の所在地 県 市 町 丁目 番号
氏名 国土 太郎 印
電話番号 - -
ファクシミリ番号 - -

(許可行政庁あて)
地方整備局長
都道府県知事

愛媛県知事

殿

保険のみを選択した場合は、「全て保険のため省略」と記載することにより、届出書のうち「2」の点線内を省略して提出することが可能

記

1 基準日 平成 年 3月 31日

2 住宅建設瑕疵担保保証金の供託について

「建設新築住宅」とは、期間中に引渡したすべての新築住宅から保険契約が付された住宅を除いたもの

2 - 1 1の基準日前6月間に引き渡した建設新築住宅について

(1) 建設新築住宅(その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅又は令第3条第1項に規定する建設新築住宅を除く。)の戸数

供託に係る新築住宅の戸数(55㎡以下と共同請負の戸数を除く)を記載

イ 800

(2) その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅(令第3条第1項に規定する建設新築住宅を除く。)の戸数

床面積55㎡以下の戸数(共同請負の戸数を除く)を記載

ロ 60

法第3条第3項の算定特例適用後の戸数(ロ × 0.5)

ハ 30

(3) 令第3条第1項に規定する建設新築住宅（その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅を除く。）の戸数

共同請負の戸数(55㎡以下の戸数を除く)を記載 ニ 137

令第3条第2項の算定特例適用後の戸数

令第3条第1項の書面に記載された2以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	令第3条第2項の算定特例適用前の戸数	令第3条第2項の算定特例適用後の戸数
5分の3	77	46.2
2分の1	60	30
負担割合ごとの合計戸数を記載	合計戸数	ホ 76.2
	ニ 137	

特例の適用前戸数×自社の瑕疵負担割合

(4) その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅であって、かつ、令第3条第1項に規定する建設新築住宅であるものの戸数

ハ 200

法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用後の戸数

令第3条第1項の書面に記載された2以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用前の戸数	法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用後の戸数
4分の3	80	30
2分の1	120	30
	合計戸数	ト 60
	ハ 200	

特例の適用前戸数×自社の瑕疵負担割合×0.5

(5) 住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる建設新築住宅の合計戸数

イ + ハ + ホ + ト = チ 966.2

[1の基準日前の10年間に届け出た戸数(本様式「チ」の合計) + [今回の届出書「チ」に記載する戸数]を記載

2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる建設新築住宅の合計戸数 リ 3,050.1

2-3 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額 262,004,000円

2-4 金銭の供託 当該基準日までに供託した全てについて記載(2-5と2-6も同じ)

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
法務局	平成 年 月 日	第 号	176,000,000円
法務局	平成 年 月 日	第 号	74,000,000円
			(計)又 250,000,000円

国債証券 100% (別記算式)
 地方債証券・政府保証債 90%
 上記以外 80%
 割引債は、別記算式により
 算出した額を加えた額を額面金額とし上記割合を乗ずる

$$\frac{\text{額面金額} - \text{発行金額}}{\text{発行の日から償還の日までの年数}} \times (\text{発行の日から供託の日までの年数} + 4)$$

2 - 5 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
法務局	平成 年 月 日	第 号		第 回	3 1 2 ~ 3 3 2	20枚	10万円	2,000,000円	100%	2,000,000円
法務局	平成 年 月 日	第 号		第 回	1 0 5 ~ 1 2 5	20枚	10万円	2,000,000円	90%	1,800,000円
法務局	平成 年 月 日	第 号		第 回	8 3 3 ~ 1 3 3	50枚	20万円	10,000,000円	80%	8,000,000円
								(計) 14,000,000円		(計)ル 11,800,000円

2 - 6 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
法務局	平成 年 月 日	第 号		5,000,000円
				(計)ヲ 5,000,000円

2 - 7 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

又 + ル + ヲ = 266,800,000円

3 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
保険	200
保険	165
合計戸数	365

4 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅の合計戸数 1,562

「イ」+「ロ」+「二」+「ハ」+「3の合計戸数」を記載

- 注1 「建設新築住宅」とは、法第3条第2項に規定する建設新築住宅をいう。
- 注2 「建設瑕疵負担割合」とは、令第3条第1項に規定する建設瑕疵負担割合をいう。
- 注3 2 - 1 (3) 及び(4) の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあっては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
- 注4 2 - 2の合計戸数の記載に当たり、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。
- 注5 2 - 5の割合は、第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。